

| | |
|-----|----------|
| 団体名 | 京都市教育委員会 |
|-----|----------|

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

京都市の総合支援学校においては、特別非常勤講師としての任用や、大学や身体障害者リハビリセンターとの連携事業等で、PT・ST等外部専門家による障害特性に関するアセスメントを実施し、学習環境や指導内容の設定について教員への助言を実施してきた。個別のケース検討にも参画するなどし、学校教育における連携協働の在り方についての検討を深めてきたが、小中学校等からの相談・支援のニーズが多様化する中、様々なケースにおいて対応が必要となってきた。

個々について挙げると、京都市域では、特別支援学校のセンター的機能を活用し、小学校普通学級在籍の弱視児童を対象に弱視通級指導教室を実施している。巡回指導では、在籍学級での学習困難に関するアセスメント、学びやすさに通じる環境・教材の設定、指導と評価の一体化に寄与する視機能に関する情報の在籍校教員への提供等を実施しているが、弱視児童の学習サポートとともに、該当児童在籍校の教員が弱視の困難さへの理解を深めるための方策が重要になってきた。

また、PT・ST等外部専門家と総合支援学校教員の小中学校へのサポート体制に課題がある。具体的には、小中学校からのニーズが大きい発達障害や肢体不自由の児童生徒の学習・生活上の困難について、身体の動きや環境の把握等の観点からアセスメントを実施できるように、PT等専門職が直接に小中を巡回指導する、あるいは総合支援学校の教員が巡回して必要な情報を収集してPT等とケース検討をする必要があるが、時間的制約などから、より効率的な支援体制の構築への期待が高まっていた。

さらには、中学校の特別支援学級（知的障害・肢体不自由）に在籍する生徒は総合支援学校の高等部に入学する者が大多数であり、一貫した教育内容の実現が中学校からも望まれることから、中学校までと高等部段階の教育内容をスムーズに連結するための体験プログラムや総合支援学校と中学校との協働を、センター的機能の活用による支援の一環として進めていくことや、小中学校に就学する医療的ケアの必要な児童生徒への指導・支援に係る助言に関してもニーズは年々高くなっている。

そういったニーズに応えるために、上記にあるとおり、時間的制約のある中での効率的な支援体制の構築や、総合支援学校教員が今までPT・ST等外部専門家による専門的な助言を受けることで、身に付けた特別支援学校児童生徒への指導に係る専門性を、小中学校等の発達障害のある児童生徒等への指導や小中学校の教員の専門性向上にどうつなげていくかが課題であった。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

上記の現状と課題を踏まえて、弱視通級指導教室については、北総合支援学校及び東総合支援学校において本事業により購入したタブレット端末を、小学校に在籍する弱視児童に活用する試みを行った。通常授業時への導入に向けて明確にすべき項目を検討したり、タブレット端末のアプリの選定や効果的な活用方法について実際の児童の個々の状況に合わせて検討を行ったりした内容を、モデルケースとして報告書にまとめることができた。

あわせて、弱視児童への理解促進の一助として、弱視児童在籍小学校の教員等を対象とした、シミュレーションゴーグルを活用した研修を実施することができた。今後も、弱視児童生徒が在籍する学校の教員のみならず、地域の小中学校等教員や、地域の方を対象としたボランティア講座等での活用を予定している。

小中学校児童生徒へのPT・ST等の外部専門家や総合支援学校教員による支援の効率化については、「ことばの指導」において、STの校内支援の時間を調整して、校内の地域支援コーディネーターが小学校に出向き、タブレット型端末を活用しテレビ電話を通じて校内の外部専門職と連携をとりながらアセスメントや授業のアドバイスを行なったりすることで、効果的かつ効率的な指導を行うことができた。ただし、タブレット端末を介してでは児童の細かな様子が捉えづらく、担当教員にうまく意図が伝わらないこともあるため、今後継続して取り組んでいくことで、指導の伝達方法の改善が進み、教員側も研修を積んで言語の教育への専門性を高めることでカバーできると期待している。また、肢体に課題のある小中学校児童生徒への支援に関しては、総合支援学校通学区域の小中学校肢体育成学級担任で構成するブロック連絡会を前年度まで年2回だったものを年3回実施することでPTからアドバイスを受ける機会を増やし、さらには、事後研究会の際に、タブレット型端末のカメラで静止画や動画として撮影した授業の様子を大型モニターに映し出し、PTや指導主事等から授業のポイントや課題について映像で確認しながら行なった。そうすることでより正確な情報やアドバイスが伝わり、参加者全員の専門性を高めることができた。

中学校までと高等部段階の教育内容をスムーズに連結するための体験プログラムや総合支援学校と中学校との協働を、センター的機能の活用による支援の一環として進めていく取組については、東総合支援学校において、地域の中学校育成学級の宿泊学習を支援学校宿泊棟を使用して行い、高等部生徒と共に学習の一部を体験した。こういった取組を今後も推進し、今後全市的にも展開していきたい。また、小中学校に就学する医療的ケアの必要な児童生徒への指導・支援に係る助言に関しては、北総合支援学校を中心に、小中学校の管理職・担任・看護師に対して、定期的（月1回程度）に、また随時課題が発生した際に、相談・支援を行った。

また、教員の専門性向上を図るために、各総合支援学校において、大学講師等による発達や肢体に課題のある総合支援学校児童生徒の指導に関するだけでなく、小・中学校の普通学級に在籍する発達障害のある児童生徒への指導などに関する内容の講演・研修会を実施し、それぞれの指導に生かすことができた。特に、小中学校からの相談に対応する総合支援学校の教員（地域支援コーディネーター）が、外部専門家のオンザジョブトレーニングを受けることによって専門性を身に付けていかなければならないという意識が一層高まった。

なお、上記のような成果を全国に発信するため、地域制・総合制4校による合同研究発表会を平成27年12月10日・11日に実施した。10日の全体会には関係者含め約650名の参加者を得て、「インクルーシブ教育システムの構築に向けて～地域制の総合支援学校 10年間の課題と展望～」をテーマに本市特別支援教育の研究の歩みを振り返り、パネリストとともに今後の展望について考える機会を持つことができた。11日には4校それぞれの特色ある取組を全国各地から来られた参加者と共有するとともに更なる発展につなげる場とした。

この取組は、支援学校4校の教員が各校の特色ある取組や改善すべき課題を話し合い、学校間の連携を深めるとともに、小中学校等の教員にとってもより一層総合支援学校の機能や役割を理解してもらう機会となった。

3. 解決策(次年度の重点的取組等)

外部専門家による研修を引き続き実施し、総合支援学校教員だけではなく、小中学校の教員にも積極的に受講するよう働きかけ、京都市全体としての教員の専門性を一層高めていく。さらには、そういった取組の中で身に付けた専門性を、小中学校教員だけではなく地域の方や大学生等を対象とした研修等を実施することで、地域における総合育成支援教育の啓発にも努める。

また、小中学校に在籍する弱視児童、肢体や言語に課題のある児童生徒へのアセスメントを、タブレット端末等のICT機器も活用しつつ、効果的かつ効率的・継続的に行うことで、サポート体制の充実に努めるとともに、在籍校の教員や他の児童生徒にも困りの状況に対する理解を深めるための研修の実施や、上記のようなサポート体制を取り、小中学校への支援を行っていることをより広く知ってもらうための啓発を行うことにより、更なるインクルーシブ教育の進展を図る。

4. 事業成果の維持・発展に向けた工夫や取組や方針

本事業により活用した外部専門家に引き続き指導を仰ぐため、「平成28年度教育支援体制整備事業費補助金(インクルーシブ教育システム推進事業)外部専門家配置事業」を活用したいと考えている。

導入したタブレット端末を活用した小中学校の課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントについては、小中学校等に広く取組について広報を行い、事例を増加させること、そして事例を収集する中で、効果的な取組を地域制総合支援学校4校において蓄積・共有することで、根付かせていきたい。

【推進地域及び指定校一覧】

| 推進地域 | 指定校 | |
|------|-----|--------------|
| 京都市 | 1 | 京都市立北総合支援学校 |
| | 2 | 京都市立東総合支援学校 |
| | 3 | 京都市立西総合支援学校 |
| | 4 | 京都市立呉竹総合支援学校 |